

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休業日
のときは、
翌日)

目次

◇告

示

町の区域の変更

土地改良区の役員の就任

土地改良区の役員の退任

土地改良区の役員就退任(六件)

土地改良事業計画の変更の認可

保安林の指定の解除予定

土地区画整理法による換地処分

開発行為に関する工事の完了

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

告 示

鳥取県告示第三百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第四項後段の規定による米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西尾 邑次

区域を変更する町の名称	同上の区域（昭和五十七年十月三十一日現在の地番による。）
万能町	万能町のうち一、一の二の一部、一の三、一の四、一の五の一部、一の六、一の七、一の八の一部、一の九、一の一〇、一の一一の一部、一の一二の一部、一の一三から一の二七まで、一の二八の一部、一の一九の一部、三の一四の一部、六の一部、二八、二九、三〇の一部、三四から三六までの一部、三六の二から三六の四までの一部、五三の一部、五三の一の一部、五四の一部、五六から六〇までの一部、六二の一部、六三の二、六三の三の一部、六四の一部、六四の二の一部、六五の二の一部、六七、六七の二、六七の七まで、七〇の二の一部、七一、七一の二、七二、七二の二、七三の三、七三の四、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の三の一部、一〇一の四の一部、一〇二から一〇五まで、一〇五の二、一〇六、一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一部、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、日野町二三から二九まで、二九の二から二九の四まで、二九の五の一部、二九の六から二九の八まで、三〇から三五まで、三五の一の一部、三六、三

<p>明治町</p>	<p>日野町</p>	<p>六の一の一部、三七、三七の一、三七の二の一部、三八の一部、三九の一部、三九の一の一部、四〇の一部、四〇の二の一部、四一の一部、四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶町一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>明治町のうち二八の五から二八の七までの一部、三九、四八の四の一部、四八の五の一部、五一の一部、五一の一の一部、五一の四の一部、五一の五の一部、五一の一から五一の一三までの一部、五一の一四、五一の一五の一部、五一の一七、五一の二〇、五一の二一の一部、五二の一部、五二の三の一部、五二の五の一部、五三、五四の一部、五四の五の一部、五八の一部、五九の一部、五九の一〇の一部、五九の一の一部、五九の二、五九の三、五九の四、五九の五、五九の六、六二の一部、六二の二から六二の六まで、六二の八の一部、六三、六三の二の一部、六三の九、六三の二〇の一部、六三の二一の一部、六三の二二、六三の二九の一部、六三の三〇、六三の三一、六四の九の一部、六五の一部、六五の二、六五の三の一部、六五の四、六五の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八、二八の四及び二九と一体をなす国有地の一部以外の区域、万</p>	<p>日野町のうち二三から二九まで、二九の二から二九の四まで、二九の五の一部、二九の六から二九の八まで、三〇から三五まで、三五の一の一部、三六、三六の一の一部、三七、三七の一、三七の二の一部、三八の一部、三九の一部、三九の一の一部、四〇の一部、四〇の二の一部、四一の一部、四一の三の一部、八九から九二までの一部、九四から九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、万能町六の一部、二八、二九、三〇の一部、三四から三六までの一部、三六の二から三六の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶町一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一及び七五から七七までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>能町一、一の二の一部、一の三、一の四、一の五の一部、一の六、一の七、一の八の一部、一の九、一の一〇、一の一の一の一部、一の一の二の一部、一の一の三から一の一の七まで、一の一の八の一部、一の一の九の一部、三の一の四の一部、五三の一部、五三の一の一部、五四の一部、五六から六〇までの一部、六二の一部、六三の二、六三の三の一部、六四の一部、六四の二の一部、六五の二の一部、六七、六七の一から六七の七まで、七〇の一の一部、七一、七二の二、七二、七二の二、七二の三、七三の二、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の三の一部、一〇一の四の一部、一〇二から一〇五まで、一〇五の二、一〇六、一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一部、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、末広町一七の一部、一七の二の一部、二七の一部、二八の二の一部、二八の三、二九の一部、二九の二、二九の四の一部、二九の六の一部、二九の八の一部、三〇、三〇の二から三〇の一〇まで、三一の二から三一の七まで、三二の一部、三二の二、三二の三、三二の四、三三の二、三四の二、三五の一部、三六の二の一部、三六の五の一部、三七の一部、三七の七の一部、四〇の三の一部、四一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、明治町三九、四八の四の一部、四八の五の一部、五一の一部、五一の一の一部、五一の四の一部、五一の五の一部、五一の一から五一の一三までの一部、五一の一四、五一の一</p>
<p>末広町</p>	<p>末広町のうち一の一部、一七の一部、一七の二の一部、二七の一部、二八の二の一部、二八の三、二九の一部、二九の二、二九の四の一部、二九の六の一部、二九の八の一部、三〇、三〇の二から三〇の一〇まで、三一の二から三一の七まで、三二の一部、三二の二、三二の三、三二の四、三三の二、三四の二、三五の一部、三六の二の一部、三六の五の一部、三七の一部、三七の七の一部、四〇の三の一部、四一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、明治町三九、四八の四の一部、四八の五の一部、五一の一部、五一の一の一部、五一の四の一部、五一の五の一部、五一の一から五一の一三までの一部、五一の一四、五一の一</p>	<p>能町一、一の二の一部、一の三、一の四、一の五の一部、一の六、一の七、一の八の一部、一の九、一の一〇、一の一の一の一部、一の一の二の一部、一の一の三から一の一の七まで、一の一の八の一部、一の一の九の一部、三の一の四の一部、五三の一部、五三の一の一部、五四の一部、五六から六〇までの一部、六二の一部、六三の二、六三の三の一部、六四の一部、六四の二の一部、六五の二の一部、六七、六七の一から六七の七まで、七〇の一の一部、七一、七二の二、七二、七二の二、七二の三、七三の二、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の三の一部、一〇一の四の一部、一〇二から一〇五まで、一〇五の二、一〇六、一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一部、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、末広町一七の一部、一七の二の一部、二七の一部、二八の二の一部、二八の三、二九の一部、二九の二、二九の四の一部、二九の六の一部、三〇、三〇の二から三〇の一〇まで、三一の二から三一の七まで、三二の一部、三二の二、三二の三、三二の四、三三の二、三四の二、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶町二から六までの一部、七の一の一部、八の一部、九の四の一部、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一、一二の一及び一三の二と一体をなす国有地の一部</p>

	<p>五の一部、五一の一七、五一の二〇、五一の二一の一部、五二の一部、五二の三の一部、五二の五の一部、五三、五四の一部、五四の五の一部、五八の一部、五九の一部、五九の一〇の一部、五九の一の一部、五九の一二、五九の一三、五九の一九、五九の二二、六二の一部、六二の二から六二の六まで、六二の八の一部、六三、六三の二の一部、六三の一九、六三の二〇の一部、六三の二一の一部、六三の二二、六三の二九の一部、六三の三〇、六三の三一、六四の九の一部、六五の一部、六五の二、六五の三の一部、六五の四、六五の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに弥生町一及び一の一</p>	<p>茶町</p>
<p>五の一部、五一の一七、五一の二〇、五一の二一の一部、五二の一部、五二の三の一部、五二の五の一部、五三、五四の一部、五四の五の一部、五八の一部、五九の一部、五九の一〇の一部、五九の一の一部、五九の一二、五九の一三、五九の一九、五九の二二、六二の一部、六二の二から六二の六まで、六二の八の一部、六三、六三の二の一部、六三の一九、六三の二〇の一部、六三の二一の一部、六三の二二、六三の二九の一部、六三の三〇、六三の三一、六四の九の一部、六五の一部、六五の二、六五の三の一部、六五の四、六五の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに弥生町一及び一の一</p>	<p>塩町</p>	<p>茶町のうち一から六までの一部、七の一の一部、八の一部、九の四の一部、一一の一部、六四の一の一部、六七の一部、七七から七九までの一部、八二の一部、八六から九三までの一部、九六の一部、九七の一部、一〇〇の一部、一〇一の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一、一二の一及び七五から七七までと一体をなす国有地の一部以外の区域、明治町二八の五から二八の七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八、二八の四及び二九と一体をなす国有地の一部、末広町一の一部、二九の六の一部、三二の一部、三二の四の一部、三四の二の一部、三五の一部、三六の二の一部、三六の五の一部、三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに塩町二八の一部、二九、二九の二の一部、三〇から三四まで、三四の一から三四の四まで、三五、三六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>東町</p> <p>日野町八九から九二までの一部、九四から九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、茶町六四の一の一部、六七の一部、七七から七九までの一部、八二の一部、八六から九三までの一部、九六の一部、九七の一部、一〇〇の一部、一〇一の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、久米町一、一の一、二、二の一、二の二の一部、二の三から二の七まで、四、四の一から四の四まで、五から七まで、七の一、八、九の一部、一〇の一部、一〇の一の一部、一〇の二の一部、一一の一から一一の三までの一部、一二の一部、一五の一の一部、一六の一部、二一の一部、二三及び二三の一部以外の区域並びに加茂町二丁目八の一の一部、九の一部、九の一及び九の二の一部</p>	<p>久米町</p> <p>久米町のうち一、一の一、二、二の一、二の二の一部、二の三から二の七まで、四、四の一から四の四まで、五から七まで、七の一、八、九の一部、一〇の一部、一〇の一の一部、一〇の二の一部、一一の一から一一の三までの一部、一二の一部、一五の一の一部、一六の一部、二一の一部、二三及び二三の一部以外の区域並びに加茂町二丁目八の一の一部、九の一部、九の一及び九の二の一部</p>	<p>加茂町二丁目</p> <p>加茂町二丁目のうち一、一の一から一の五まで、二、二の一、三の一、三の二から三の四までの一部、三の八の一部、三の九、三の一〇の一部、六の一、七の一の一部、八の一の一部、九の一部、九の一、九の二の一部、三八の一、三八の二、三八の四の一部、三八の五、三九の三の一部、九三の一部、九三の一の一部及びこれらと一体をなす</p>

加茂町二丁目	国有地以外の区域、久米町九の一部、一五の一の一部、一六の一部、二二の一部、二二、二三の一部並びに加茂町一丁目一の一部、二の一部、二の三の一部、三及びこれらと一体をなす国有地
弥生町	加茂町二丁目のうち一の一部、二の一部、二の三の一部、三及びこれらと一体をなす国有地並びに一と一体をなす国有地の一部以外の区域 弥生町のうち一及び二以外の区域

鳥取県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 実 東伯郡大栄町六尾三二七

昭和五十八年四月一日就任 任期昭和五十九年十月二十三日まで

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 根 研 次 西伯郡淀江町大字稻吉八八

昭和五十七年十二月二十二日退任

鳥取県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり勝田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 西 尾 武 久 東伯郡赤碕町大字西宮一〇〇

“ 牧 田 正 毅 “ 大字竹内五二一

“ 入 江 廣 道 “ 大字宮木一〇七

監 事 山 田 時 弘 “ 大字西宮二一一

昭和五十八年三月十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 西尾 克司 東伯郡赤碓町大字西宮一〇〇
 " 谷口 茂弘 " 大字竹内五三六
 " 入江 龍平 " 大字宮木一〇七
 監事 山田 道雄 " 大字西宮二二一

昭和五十八年四月七日就任 任期昭和五十八年十二月三日まで

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中浜地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 角 乙次 境港市小篠津町七八〇
 " 永見 芳治 " 四八三
 " 松篠 英 " 七一六
 " 北 修 " 九六九
 " 角 幸美 " 二四九八―五
 " 楠 由久 " 新屋町八一九
 " 桂木 啓 " 幸神町二一一
 " 永井 鉄雄 " 新屋町一一〇

" 米谷 雄二 " 二八四一

監事 永沢 令 " 幸神町六二
 " 足立 要一 " 新屋町六一―一
 " 永井 俊 " 三三四五
 昭和五十八年三月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 角 乙次 境港市財ノ木町七八〇
 " 松本 慶 " 三軒屋町五三八八
 " 阿部 隆 " 高松町一六八
 " 楠 由久 " 新屋町八一九
 " 桂木 啓 " 幸神町二一一
 " 角 裕 " 小篠津町九〇九ノ二
 " 永井 俊 " 麦垣町三三四五―二
 " 足立 昭 " 三軒屋町四八八四
 " 阿部 昇 " 高松町一八六
 " 田口 正徳 " 新屋町七四〇
 " 阿部 恭 " 高松町四八四
 昭和五十八年四月七日就任 任期四年

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任し

た旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	林原克己	西伯郡淀江町大字小波一〇一四
"	加藤弘	大字西原九九九
"	齊藤優	七二七
"	山田教美	大字小波九九〇
"	松永元一	大字今津二六七一六
"	尾沢毅	大字淀江六三二
"	安藤武夫	二九〇
"	堀尾孝	大字西原五三九一一
"	石田憲俊	五八八
"	村沢繁	大字中間六九四
"	高西悦郎	大字小波七八五
"	中林勤	大字中間四三四
"	亀山大吉	大字淀江九〇七
監事	林原準一郎	大字小波一〇一二
"	富田享	大字西原六九二

昭和五十八年三月三十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事	林原克己	西伯郡淀江町大字小波一〇一四
"	加藤弘	大字西原九九九
"	齊藤優	七二七
"	山田教美	大字小波九九〇
"	村沢繁	大字中間六九四
"	高西悦郎	大字小波七八五
"	石田憲俊	大字西原五八八
"	堀尾孝	五三九一一
"	竹中正勝	大字中間四四四
"	岩本虎雄	大字淀江六五三
"	唐来幸男	八四二
"	吹野美彰	大字西原九六一
"	森岡寛行	大字小波九八九
"	陶山照夫	大字淀江二三一一九
監事	林原準一郎	大字小波一〇一二
"	富田均	大字西原六九二

昭和五十八年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	波多野 俊爾	八頭郡那家町大字西御門一五五一
"	坂本 清実	船岡町大字船岡二九八一
"	西川 佳敏	河原町大字今在家六三五
"	富山 武雄	大字徳吉二六〇
"	大川 喜由	船岡町大字下濃一六五
"	細田 稔	那家町大字大門一六七
"	神戸 一	大字万代寺二一二
"	中川 竹治	船岡町大字那家三〇四
"	滝本 竹治	河原町大字片山八八十二
"	山本 実	那家町大字米岡二〇五
"	三木 薫	大字土師百井一五二
"	坂本 昭典	大字市谷四一七
"	沖田 満寿雄	船岡町大字船岡六五七
"	奥田 芳水	那家町大字池田三一四
"	岸田 義則	大字石田百井一六五
"	北尾 篤	船岡町大字船岡四二九
"	兼田 豊治	大字坂田一〇五
"	西尾 政憲	河原町大字山手一三一
"	山本 恵治	大字三谷三五八
"	豊口 文男	船岡町大字福井三三四
"	石波 満寿雄	那家町大字殿三一七

渡 辺 一 雄 河原町大字高福五九六一

昭和五十八年三月三十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事	波多野 俊爾	八頭郡那家町大字西御門一五五一
"	坂本 清実	船岡町大字船岡二九八一
"	西川 佳敏	河原町大字今在家六三五
"	富山 武雄	大字徳吉二六〇
"	石破 満寿雄	那家町大字殿三一七
"	高浜 三郎	大字池田三二二
"	大川 邦義	船岡町大字下濃一六一
"	中川 竹治	大字那家三〇四
"	村田 敬之	那家町大字久能寺二七七
"	沢田 照夫	大字米岡一六〇
"	梶川 昭基	河原町大字高福二一五
"	三木 薫	那家町大字土師百井一五一
"	坂本 昭典	大字市谷四一七
"	神戸 一	大字万代寺二一二
"	岸田 義則	大字石田百井一六五
"	沖田 満寿雄	船岡町大字船岡六五七
"	後藤 雪雄	大字船岡四四〇
"	兼田 豊治	大字坂田一〇五
"	西尾 政憲	河原町大字山手一三一
"	山本 恵治	大字三谷三五八

監事 豊口文男 " 船岡町大字福井三三四

" 細田稔 " 郡家町大字大門一六七

" 谷健一 " 河原町大字片山一一三

昭和五十八年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山中武治 日野郡溝口町字代六一二

" 渡部弘隆 西伯郡岸本町大殿一一四四

" 大渡政治 一一二六

" 草原 蕒 坂長八四九

" 小村 明 一七五一

" 堀尾 健寿 七九八

" 大島 馨 八五九

" 宅野 光輝 岩屋谷三六九

" 美甘 恭雄 二一三

" 岩田 正 会見町諸木一九一

" 佐伯 哲雄 " 三〇一

" 岩田 経徳 " 六三

" 岩田 茂光 " 七八

" 杉村 幹夫 米子市別所九九六一一

" 杉村 純一 一一八一

" 杉村 淳 一〇一三

" 須山 克己 " 諏訪二〇三

" 生田 永一 " 六二四

" 湯原 務 六一九

" 長谷川 親夫 " 五八二一一

監事 末次 賢治 西伯郡岸本町坂長八二三

" 前田 孝一 米子市別所一〇八〇

" 岩田 喜重 西伯郡会見町諸木八二一

昭和五十八年三月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山中 保 日野郡溝口町字代三六五

" 渡部 弘隆 西伯郡岸本町大殿一一四四

" 大渡 政治 一一二六

" 末次 賢治 坂長八二三

" 堀尾 健寿 七九八

" 小村 明 一七五一

" 山浦 喜隆 九二六

草 原 黄	八四九
宅 野 光 輝	岩屋谷三六九
美 甘 恭 雄	二一三
佐 伯 哲 雄	会见町諸木三〇一
赤 井 孝 美	一九三
岩 田 功	八二
杉 村 幹 夫	米子市別所九九六一
杉 村 純 一	一一八一
杉 村 淳	一〇一三
前 田 貢	一〇七五
須 山 克 己	諏訪二〇九
生 田 永 一	六二四
長 谷 川 親 夫	五八二一
監 事 松 浦 齐	西伯郡岸本町坂長九二三一
岩 田 茂 光	会见町諸木七八
種 雅 敏	米子市諏訪五八

昭和五十八年三月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 子 義 則	西伯郡西伯町大字境三〇七
龜 尾 忠 治	大字福成五一〇	
岩 崎 常 貞	一五〇五	
龜 尾 友 典	二四〇三	
恩 田 德 穂	大字阿賀一二六八	
景 山 泰 実	四八七	
坪 内 寛 正	大字原三九八	
井 上 虎 雄	大字北方七四三	
陶 山 和 憲	大字猪小路八	
吉 畑 尚 之	大字西四四九	
影 井 信 夫	大字箱屋一一五七	
磯 田 俊 二	大字鴨部一一五三	
遠 藤 潔 雄	一五三二	
杉 山 重 治	大字落合四四九	
小 谷 鐵 治	大字福頼一一四	
中 成 章	大字掛相三五五	
藤 原 政 義	大字徳長八七	
井 上 良 治	大字中一〇八九	
唯 栄 致	会见町大字三崎二五二	
田 渊 義 治	大字天万一二六八	
監 事 庄 倉 楠 明	西伯町大字清水川二三〇	

鳥取県知事 西 尾 邑 次

持田貫之 大字絹屋二三四
 吉田行夫 大字法勝寺五五四
 昭和五十八年四月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉村信輝 西伯郡西伯町大字境一一八五
 亀尾孝繼 大字福成六〇九
 岩崎常貞 一五〇五
 亀尾友典 二四〇三
 庄本豊 大字阿賀七八七
 景山泰實 四八七
 竹本俊 大字原四一九
 松本清 大字北方七二六
 遠藤己一郎 大字原八二七一二
 吉畑尚之 大字西四四九
 影山節郎 大字絹屋一二七四
 遠藤潔雄 大字鴨部一五三二
 磯田俊二 一一五三
 村山重治 大字落合四四九
 小谷鐵治 大字福頼一一四
 藤原政義 大字徳長八七
 井上良治 大字中一〇八九
 西谷龜壽 大字能竹四八三一
 唯栄致 会見町大字三崎二五二

石原英俊 大字寺内三四一
 監事 庄倉楠明 西伯町大字清水川二三〇
 陶山和憲 大字猪小路八
 舩原強 大字馬佐良三四五
 昭和五十八年四月五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百四号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（鹿野地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十八年四月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八九三の一〇、一八九三の一六、一八九三の一七（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第百三条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る換地処分をしたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年九月十六日 鳥取県指令受都計第百九十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東上美田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市岩吉一三〇一九

大鳳建設株式会社

代表取締役 吉田互輔

鳥取県告示第四百八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十八年五月二日から施行する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中「福原出張所」を「福原支店」に、「河崎出張所」を「河崎支店」に改める。